

菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会

答 申 書 (案)

令和6年10月16日

菊池市国民健康保険事業の状況

国民健康保険事業は、年齢構成が高く、所得水準は低いが、医療費水準は高いという構造的な課題を抱えている。

本市の国保事業においても年齢が高くなるほど、国保加入率が高い状況であり、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大のため被保険者数が減少し、それに伴い保険税収も減少している。

しかし、高齢者割合の増や医療の高度化等により、一人当たりの医療費や納付金は増加している。

そのため歳入の減少率に比べ歳出の減少率が小さく、歳入と歳出のバランスに不均衡が生じ、単年度収支で赤字が続くことが推測される。令和7年度では国民健康保険財政調整基金を使い切り、令和7・8年度平均で1億9千万円の財源が不足する見込みである。

本市は平成20年度以降、基金を活用し、保険税率を改正せず運営を行ってきたが、今後は保険税率の見直しが必要である。

答申

「国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消方法について」は、県が令和9年度の統一保険料率を示すまでは、1億9千万円の財源不足のうち2分の1程度を賄うような保険税率に改正することが適当である。

答申理由

今後の見込みによると、歳入と歳出のバランスの不均衡により現行保険税率では、令和7年度に基金を使い切り、令和7・8年度平均で1億9千万円の財源不足が生じると推計される。

また、熊本県では令和12年度に県内保険料水準の統一を目指しており、県が示す統一保険料率と本市の現行保険税率との乖離がみられことが予想される。

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険事業特別会計において収支が均衡していることが重要であり、本来歳出に見合った保険税率にすることが基本である。

そのため保険税率を改正する必要があると考えるが、財源不足の1億9千万円を全額保険税率改正で賄うことは、急激に保険税率を上げることとなり、高

齢者や低所得者、子育て世帯等すべての被保険者に急激な負担増となる。よって、県内保険料水準の統一までに段階的に保険税率を改正することが適当であると考える。

附帯意見

- 1) 本市の国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消として急激な保険税率の改正は被保険者に与える影響が過大となることにより、令和12年度の保険料水準の県内統一を見据え、負担の少ない段階的な改正が必要である。
- 2) 国保は働いている人が加入する他の健康保険とは異なり、退職後に国保に加入する人が多く、さらに年齢層が高く、所得水準が低いなどの構造的な課題解決に向けて国保制度が持続的かつ安定的運営ができるよう財源や制度の見直しを国・県へ要望すること。
- 3) ※協議※
 - 案①急激な保険税の負担増とならないための法定外繰入は、常態化しないこと。
 - 案②急激な保険税の負担増とならないための法定外繰入は、臨時的な措置であるため安定的な財政運営に取り組むこと。
 - 案③記載しない
- 4) 今後も特定健診や歯科健診等の受診率の向上に取り組むことで、交付金を獲得（歳入）し、早期発見早期治療による重症化予防で医療費を抑制する（歳出）など、歳入の確保と歳出の抑制に努めること。

菊池市国民健康保険事業の状況

国民健康保険事業は、年齢構成が高く、所得水準は低いが、医療費水準は高いという構造的な課題を抱えている。

本市の国保事業においても年齢が高くなるほど、国保加入率が高い状況であり、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大のため被保険者数が減少し、それに伴い保険税収も減少している。

しかし、高齢者割合の増や医療の高度化等により、一人当たりの医療費や納付金は増加している。

そのため歳入の減少率に比べ歳出の減少率が小さく、歳入と歳出のバランスに不均衡が生じ、単年度収支で赤字が続くことが推測される。令和7年度では国民健康保険財政調整基金を使い切り、令和7・8年度平均で1億9千万円の財源が不足する見込みである。

本市は平成20年度の保険税率改正以降、基金を活用し、保険税率を改正せず運営を行ってきたが、今後は保険税率の見直しが必要である。

答申

「国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消方法について」は、県が令和9年度の統一保険料率を示すまでは、1億9千万円の財源不足のうち2分の1程度を賄うような保険税率に改正することが適当である。の引き上げ、2分の1程度を法定外繰入による補填する。

答申理由

今後の見込みによると、歳入と歳出のバランスの不均衡により現行保険税率では、令和7年度に基金を使い切り、令和7・8年度平均で1億9千万円の財源不足が生じると推計される。

また、熊本県では令和12年度に県内保険料水準の統一を目指しており、県が示す統一保険料率と本市の現行保険税率との乖離がみられことが予想される。

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険事業特別会計において収支が均衡していることが重要であり、本来歳出に見合った保険税率にすることが基本である。

そのため保険税率を改正する必要があると考えるが、財源不足の1億9千万

円を全額保険税率改正で賄うことは、急激に保険税率を上げることとなり、高齢者や低所得者、子育て世帯等すべての被保険者に急激な負担増となる。よって、県内保険料水準の統一までに段階的に保険税率を改正することが適当であると考えている。

~~—また、国保は働いている人が加入する他の健康保険とは異なり、退職後に加入する人が多く、他の健康保険に加入できない人が加入できる健康保険として、国民皆保険制度の最後の砦とも言われ、セーフティネット的な役割も果たしている。~~

~~—そのような点も考慮し、令和7・8年度において保険税収で賄えない分を法定外繰入により補填し、県が令和9年度の統一保険料率を示す際に法定外繰入の解消も併せて、再度保険税率改正の必要性を検討することが適当であると考えている。~~

附帯意見

- 1) 本市の国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消として急激な保険税率の改正は被保険者に与える影響が過大となることにより、令和12年度の保険料水準の県内統一を見据え、負担の少ない段階的な改正が必要である。
- 2) ~~国保は働いている人が加入する他の健康保険とは異なり、退職後には、~~国保に加入する人が多く、さらに年齢層が高く、所得水準が低いなどの国保制度の抱える構造的な課題について、~~解決に向けて国保制度が持続的かつ安定的運営ができるよう~~財源や制度の見直しを国・県へ要望すること。
- 3) **※協議※**
案①急激な保険税の負担増とならないための法定外繰入は、常態化しないこと。
案②急激な保険税の負担増とならないための法定外繰入は、**臨時的な措置**であるため**安定的な財政運営に取り組むこと**。
案③記載しない
- 4) 今後も**医科特定健診や歯科健診等の受診率の向上に**や**国保税収納率の向上**など**保険者努力支援制度**に**取り組み**むことで、**交付金を獲得（歳入）し、早期発見早期治療による重症化予防で医療費を抑制する（歳出）**など、歳入の確保と歳出の抑制に努めること。

今後のスケジュール（案）

